

ふれ愛タクシー新規登録者へ利用券を配布しています



ふれ愛タクシー利用券の配布について

町では、ふれ愛タクシーの更なるサービス向上、利用促進を図るため、新規でご登録いただいた方に、一人3000円分の利用券を配布しています。この機会に、ぜひ「利根町ふれ愛タクシー」を利用してみませんか。

- ※利用券は、数に限りがあります。なくなり次第配布終了となりますので、ご了承ください。
※利用券の配布は一人のご登録につき一回のみとなっています。
※利用券は、本人のみが使用できます。(第三者への転売・譲渡(有償・無償問わず)はできません。)

児童扶養手当 障害基礎年金などを受給しているひとり親のご家庭の方へ

令和3年3月分(令和3年5月支払い)から、児童扶養手当が変わります

これまで、障害基礎年金など(国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など)を受給している方は、障害基礎年金などの額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

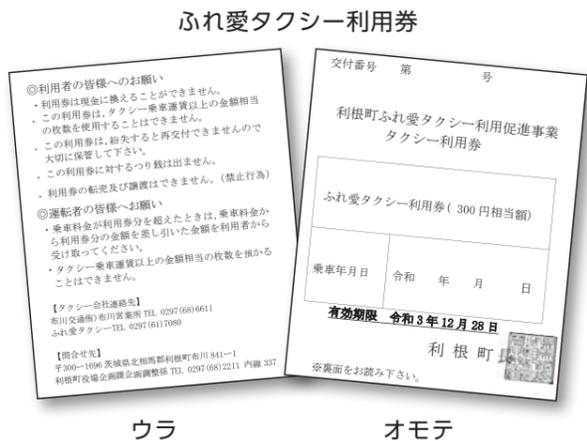
児童扶養手当を受給するための手続き

既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。

それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、子育て支援課への申請が必要です。

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方も、申請後、申請から1ヶ月以内(申請日より前月)に支給されます。

- ▼対象者 利根町に住居票がある方または特例地域にお住まいで新規で登録された方(数に限りがあります)
▼有効期限 令和3年12月28日(火)
▼利用券 3000円分(3000円×10枚)
▼注意事項 この利用券は、登録者本人のみ利用可能です。利用券受領後、転出や死亡などにより住民登録の抹消があった場合には利用券を速やかに破棄していただくか、返却をお願いいたします。
▼登録先 下記の「ご利用方法」を参照ください。



ウラ オモテ

利根町ふれ愛タクシーとは

利根町ふれ愛タクシーは、ご予約いただいた利用者の方々を自宅などからご希望の目的地まで送り届ける公共交通サービスです。同じ運行開始時間(便)に複数の利用者がある場合、乗り合いとなるため多少時間はかかりますが、比較的安い料金で目的地へ行くことができます。

- ▼運行エリア 利根町内、関東鉄道竜ヶ崎駅、龍ヶ崎済生会病院および特例地域(利根町と隣接する龍ヶ崎市、河内町の一部地域)
▼利用料金 (一回あたり) 町内・町外3000円
町内・関東鉄道竜ヶ崎駅4000円
町外・龍ヶ崎済生会病院5000円
※3歳児未満は無料、3歳児〜未就学児は右記の半額。
※同伴者の方も同額となります。
※往復利用の場合、行き帰りそれぞれで右記の金額をいただきます。

利根町ふれ愛タクシーのご利用方法

- ▼利用登録 利根町ふれ愛タクシーを利用するときは、事前に利用登録が必要です。登録は、登録申請書を政策企画課まで提出いただくか、「利根町ふれ愛タクシー予約センター」へお電話ください。(電子申請・FAXでも受け付けています)
※お身体の状態などにより登録・利用をお断りする場合があります。

をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

- ▼電話予約 「利根町ふれ愛タクシー予約センター」へ電話し、希望の日時をお伝えください。
▼お迎え ご自宅など、ご予約の時にうかがった乗車場所へふれ愛タクシーがお迎えにまいります。同じ時間帯(便)に複数の予約が入っている場合は、順番にお迎えに行くためお時間がかかる場合があります。お時間に余裕をもってご予約ください。また、その場合は乗り合いとなります。

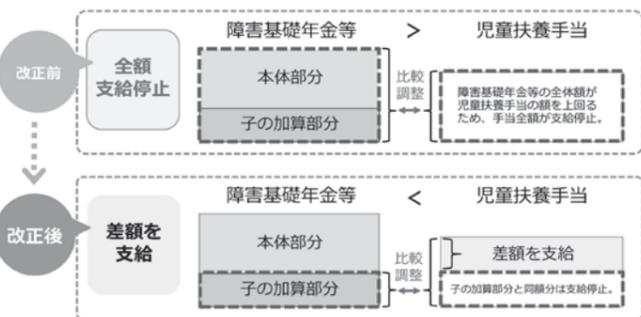
- ▼目的地へ ご希望の目的地へ利用者の方をお送りいたします。
※利用者が複数いる場合は、各目的地によって運行ルートを決めるため、乗車した順に目的地へ到着するとは限りません。また、運行ルート・乗降者の順序の指定や、一回の乗車での複数場所への途中下車(車を待たせての用足しなど)はできません。
▼キャンセルについて 予約をキャンセルする場合は、必ず運行開始時間の30分前までに、予約センターまでご連絡ください。無断キャンセルの場合、その後の乗車をお断りする場合があります。

- ▼問い合わせ先 政策企画課 政策企画係 ☎68・2211
利根町ふれ愛タクシー予約センター ☎61・7080
※その他、詳細については、別途配布する「利根町公共交通ガイドマップ」をご確認ください。

支給額

- ▼子どもが1人の場合
【全部支給】 4万3160円
【一部支給】 4万3150円〜1万1800円(※)
▼子ども2人目の加算額
【全部支給】 1万1900円
【一部支給】 1万1800円〜5100円(※)
▼子ども3人目以降の加算額(1人につき)
【全部支給】 6110円
【一部支給】 6100円〜3060円(※)
※所得に応じて決定されます。

▼問い合わせ先 子育て支援課 子ども福祉係 ☎68・2211(内線144)



GWのごみ収集・資源回収について

令和3年度のゴールデンウィーク期間のごみ収集・資源回収の日程については、左記のとおりです。直接搬入される方は、「クリーンプラザ・龍」へお問い合わせください。

Table with columns: 日程 (Date), ごみの収集・資源の回収 (Waste collection/Resource recycling), 「クリーンプラザ・龍」へ直接搬入(個人)される方 (Direct drop-off at Clean Plaza Ryū). Rows include dates from April 28 to May 7 with specific collection and recycling instructions.

▼問い合わせ先 生活環境課 ☎68・2211 / ☎60・1777